

宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の
指定等に関する要綱

平成28年3月31日

告示第66号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 指定事業者の指定の有効期間は、当該指定の日の翌日から起算して6年間とする。

(指定の拒否)

第4条 前条に規定する指定事業者の指定を行うことにより、宮古島市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定を拒否することができる。

(変更の届出等)

第5条 指定の申請事項の変更が生じたときは、変更届出書（様式第2号）により、事業の廃止、休止に係るものにあつては廃止・休止届出書（様式第3号）により、休止した事業の再開に係るものにあつては再開届出書（様式第4号）により行うものとする。

(指定の更新)

第6条 法第115条の45の6第1項の規定による更新の申請は、更新申請書（様式第5号）により行うものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第7条 市長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、沖縄県、国民健康保険団体連合会その他の機関にこれを提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 第2条の申請をした者、当該者の主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が適当と認める情報

(委任)

第8条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この要綱の施行の日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

